

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1.1 方法書についての意見

1) 公告、縦覧

「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」(平成19年5月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合)に公告、縦覧等は下記のとおりである。

表 4-1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	平成19年5月7日
縦 覧 期 間	平成19年5月7日～平成19年6月6日
意 見 書 提 出 期 限	平成19年6月20日まで
縦 覧 場 所	甲府市役所本庁舎 甲府市役所中道支所 笛吹市役所本庁舎 笛吹市役所境川支所 山梨市役所本庁舎 甲州市役所本庁舎 山梨県県民情報センター

2) 方法書についての意見

方法書についての住民等からの意見の提出はなかった。

平成19年6月25日に意見がなかったことを県知事に通知した。

4.1.2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

4.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

1) 方法書についての知事の意見

平成19年9月18日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項の規定に基づく「(仮称)甲府・峡東地域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知(み自第1467号)された。

知事の意見の内容は以下のとおりである。

表 4-1-2 方法書についての知事の意見

方法書についての知事の意見
<p>【全般的事項】</p> <p>1. 知事意見の反映</p> <p>本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p> <p>2. 事業計画（第2章関係）</p> <p>1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p> <p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p> <p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p> <p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のゴミ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p> <p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p> <p>3. 事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係）</p> <p>対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討に当たっては、次の点に留意すること。</p>

方法書についての知事の意見

- 1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。
- 2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。
- 3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。
- 4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。

4. 地域特性の整理 (第3章関係)

- 1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。
- 2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。
- 3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができる場所を調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。
- 4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。

5. 環境影響評価手法の選定 (第4章関係)

- 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討に当たっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。
- 2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。
- 3) 排ガス、排水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準（以下「自主基準」という。）を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。

6. 環境影響評価項目の追加 (第4章関係)

方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。

7. 環境保全措置の検討 (第4章関係)

- 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものではなく、『環境影響の軽減』のために実施さ

方法書についての知事の意見

れるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。

併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。

3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方(第1章第2)」及び「環境保全措置の検討(第1章第6.3)」に沿ってとりまとめること。

8. 環境影響評価の結果のとりまとめ(第4章関係)

1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。

2) 用語の補足、図表の使用、体裁(例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等)など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。

【個別的事項】

1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のため調査、予測および評価されるべき項目

1.1 大気質(接地逆転層の発生状況の把握)(P.4-26)

1) 気象調査地点 No.1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所(例えば1.5m及び1.0m)で行うこと。

2) 高層気象観測を行うに当たっては、GPS ゾンデ等を使用することにより、大気の逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。

3) 既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。

1.2 低周波音(P.4-52)

低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。

1.3 水象(P.4-61)

1) 事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。

併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。

2) 事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-7 1では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。

3) 事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。

方法書についての知事の意見

- 4) 地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。
- 5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。
- 6) 方法書 2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。また、河川法第 23 条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。

2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目

2.1 植物・動物 / 生態系 / 共通項目 (P.4-78)

- 1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。
- 2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。
- 3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。

特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。

2.2 動物調査手法 (P.4-81)

- 1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。
- 2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。

2.3 生態系 (P.4-89)

- 1) 生態系の予測及び評価の手法に HEP (ハビタット評価手続) の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。
- 2) 生態系の評価の際に用いる S I モデル (環境要因ごとの適正指数) を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。

3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目

3.1 景観・風景 (P.4-91)

- 1) 景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かり

方法書についての知事の意見

やすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。

- 2) 景観に対する評価については、方法書 4-92 に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。
- 3) 景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。

4 . 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目

4 . 1 廃棄物・発生土(方法書 P.4-98)

- 1) ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。
- 2) 事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。

2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は、以下のとおりである。

表 4-1-3 方法書についての知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>【全般的事項】</p> <p>1. 知事意見の反映 本意見に基づき、方法書に記載された環境影響評価（調査、予測及び評価）の手法について見直しを行う場合は、その見直しの内容について、調査実施前に知事と協議すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致し、方法書【改訂版】を提出致しました。</p>
<p>2. 事業計画（第2章関係）</p> <p>1) 方法書手続中に、事業の進捗等に伴い新たに知事に情報提供を行った補足資料の内容については、原則として全て準備書の「対象事業の目的及び内容」、「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載すること。また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編に添付すること。</p>	<p>ご指摘のとおり対応致しました。</p> <p>ただし、補足資料のうち、準備書の構成上、煩雑、冗長になるものについては、その資料の記載内容を抽出、整理し準備書本編に反映しました。</p> <p>また、交通量の予測手法、基礎数値等の補助的な資料については資料編（P資 1.1.1～P資 1.3.2）に添付しました。</p>
<p>2) 余熱利用施設などの地元還元施設用地に、公園的な機能を有する空間を創出する場合は、当該計画地の特徴である里山の生態系及び景観に十分配慮したものとするとともに、当該部分の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合は、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書に記載すること。</p>	<p>公園的な機能を有する空間を創出する計画ですが、現時点では詳細は未確定です。今後の計画、設計にあたっては、ご指摘の視点も含めて検討していく考えです。</p> <p>また、当該箇所の整備に対する基本的な考え方、整備方針を検討する場合には、知事と協議し、その内容及び検討経緯を準備書（P2.1）に記載しました。</p>
<p>3) 対象事業により出現する造成法面及び堰堤等の構造物については、施設の強度等に影響を及ぼさない範囲内において、現在の地形に配慮した形状及び構造とし、良好な里山の生態系及び景観の形成に努めること。</p>	<p>本事業で出現する主な造成法面は、ごみ処理施設への取付道路、最終処分場の埋立地法面、最終処分場の堰堤が想定されます。</p> <p>ごみ処理施設への取付道路は、できる限り改変範囲を小さくするよう検討しておりました。</p> <p>また、最終処分場の埋立地法面、堰堤は雨水排水経路や管理用道路の役割も担うため地形に配慮した形状及び構造とすることが難しい面もあるため、埋立完了後の跡地利用の段階で、堰堤上部に起伏をもたせるなど地形に配慮した形状を検討していく考えです。</p>
<p>4) 対象事業に係る車両の交通については、事業の造成に係る発生土の量を明らかにするとともに、施設供用後のごみ処理施設、最終処分場及び地元還元施設への運搬車両等の台数を見積もり、既存道路の交通量を加味する中で、大気、騒音、振動等の調査及び予測の結果を総合的に比較することにより、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>事業計画の検討にあたっては、工事時の資機材運搬車両の台数、廃棄物運搬車両の台数を定量的に試算し、その交通条件を用いて大気、騒音、振動等の予測及び評価を実施致しました。</p>
<p>5) 現段階において、詳細な事業計画が未定である部分については、環境影響評価手続の中で実施される調査結果をもとに、周辺地域との調和を図り、より環境への負荷の軽減に努めること。</p>	<p>現時点において詳細な事業計画が未確定な部分が残されており、事業計画に複数の案が考えられる内容については、複数案に対し環境影響評価を行い、現時点で想定できる影響とそれに対する環境保全措置の検討を行いました。</p> <p>今後、計画内容が確定した時点で、より具体的な環境保全措置を策定していきます。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>3.事業計画の複数案の比較・検討（第2章関係） 対象事業は、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について不確定な要素があり、それぞれについて複数の条件を設定しそれらを組み合わせた事業計画の複数案を立案し比較検討することとしていることから、条件設定や比較検討にあたっては、次の点に留意すること。</p> <p>1) 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等について設定する複数の条件について、それぞれの条件を設定した理由を準備書に記載すること。</p> <p>2) それぞれの事業計画の複数案について、その客観的な特徴（環境に対するメリット、デメリット等）と選定理由を準備書に記載すること。</p> <p>3) 事業計画の複数案を比較検討する際の評価手法については、あらかじめ分かりやすい指標を用いた「評価方針」を策定し、その内容を知事と協議すること。</p> <p>4) 複数案の比較検討の結果は、一覧表等により容易に比較が行えるよう取りまとめること。また、比較検討の詳細については、資料編に事業計画の複数案ごとに取りまとめること。</p>	<p>1)、2) 及び3) について 焼却方式、煙突高さ等の複数の設定にあたっては、その考え方、理由を準備書（P5. 1～P5. 47）に記載するとともに、その特徴を整理し記載しました。 また、評価手法にあたっては、評価方針を設定し、その内容について知事と協議致しました。</p> <p>4) について 複数案の比較結果については、第9章 環境影響の総合的な評価において、表等を用いてできる限り分かりやすく整理しました。 また、予測結果の詳細については、煩雑にならないよう資料編にまとめるなど構成に配慮しました。</p>
<p>4.地域特性の整理（第3章関係） 1) 事業計画地そのものが有する価値（特徴）について、第3章の内容を整理し県民等に分かりやすい形に取りまとめ、準備書に記載すること。その際、他の地域との比較を行なう場合は、比較の対象に選定した理由についても明らかにすること。</p>	<p>第3章の最後（P3. 130～P3. 139）にとりまとめたものを作成して記載しました。</p>
<p>2) 環境影響評価手続に用いる文献・図書等については、作成時において入手可能な最新の資料を用いること。</p>	<p>「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」の作成にあたっては、平成23年3月時点で最新の公表された情報を整理しました。</p>
<p>3) 事業計画地周辺の地域の地形・地質の特徴について、地質の状況を露頭等により確認することができる場所を調査対象として追加するなど、できる限り現地調査により情報を収集し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の地質の状況について、現地で実施したボーリング調査結果をもとに準備書（P3. 26～P3. 27、P6. 333～P6. 341）に記載しました。</p>
<p>4) 事業計画地内及び周辺は埋蔵文化財包蔵地が多く確認されている地域であることから、埋蔵文化財の分布状況等の把握については、関係機関と協議を行った上で現地調査を実施し、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>ごみ処理施設の範囲では、試掘調査を実施した結果、出土品が確認されたため、工事着手前に本掘調査を実施します。最終処分場の範囲については、試掘調査の結果、出土品は確認されませんでした。上記内容を準備書（P3. 52）に記載しました。</p>
<p>5.環境影響評価手法の選定（第4章関係） 1) 環境影響評価の手法の選定及び環境保全措置の検討にあたっては、必要に応じて専門家の助言等を受けて検討を行うこと。また、その場合は、専門家の専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>環境影響評価を実施する上で、専門家の助言等を受けた場合には、その内容、経緯等を準備書資料編（P 資2. 6. 24、P2. 8. 1）に記載しました。 なお、生態系の検討にあたっては、指標種となるそれぞれ動物の専門家の助言を受けとりまとめました。</p>
<p>2) 事業実施による水質汚濁、水象及び動物への環境影響を明らかにするため、計画地上流部にも調査地点を設定すること。</p>	<p>水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点を間門川上流側に追加し、調査を実施致しました。 また、蟹沢川では、方法書に記載したとおり蟹沢川上流で水生生物調査を実施したため、同地点でも水質汚濁、水象の調査を実施致しました。 さらに、水生生物については、対象事業実施区域の南東部の湿地環境でも地点（P. 6. 507 図6-13-1 水生生物の調査地点NO. 6）を追加し実施しました。</p>

知事の意見	事業者の見解
	なお、水質汚濁、水象及び水生生物の調査地点については該当項目の調査方法に記載しました。
3) 排ガス、廃水等の濃度について、関係法令により定められた基準より厳しい基準(以下「自主基準」という。)を定めようとする場合においては、予測及び評価に当たっては自主基準との整合を確認すること。	ご指摘のとおり対応致しました。
6.環境影響評価の項目の追加(第4章関係) 方法書において選定されていない環境影響評価項目についても、環境影響評価の必要性が生じた場合は、その手法を検討した上で評価を行い準備書に記載すること。	方法書に記載されていない環境影響評価項目についても、評価の必要性が生じた場合は、手法の見直しを行った上で、評価を行う方針でありますが、準備書段階においては項目の追加等はいりませんでした。
7.環境保全措置の検討(第4章関係) 1) 環境保全措置は、『保全目標の達成』のためのものでなく、『環境影響の軽減』のために実施されるものであることにかんがみ、計画の具体化の過程における環境への配慮の内容についても環境保全措置として位置付けること。 併せて、環境保全措置は、方法書に記載した環境配慮事項と整合性を図る中で複数案により比較検討し、その経緯及び結果を準備書に記載すること。	環境影響評価の実施にあたっては、「基準達成型」ではなく「ベスト追求型」の評価、環境保全措置の検討を実施して準備書としてとりまとめました。 また、環境保全措置の検討では、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書(第6章の各項目)に記載しました。
2) 環境保全措置を検討するに当たり、当該措置を行うと判断するための判断材料及び判断基準を準備書に記載すること。	大気汚染及び騒音においては、予測結果が環境保全に関する基準または目標を達成できないことを判断基準として環境保全措置の検討を行いました。 また、植物・動物において、保全すべき種への影響が生じると判断された場合に環境保全措置の検討を行いました。 これらの経緯については、準備書(第6章)の当該項目の評価の方法に整理しております。
3) 環境保全措置については、山梨県環境影響評価等技術指針の「環境影響評価を行う基本的考え方(第1章第2)」及び「環境保全措置の検討(第1章第6.3)」に沿ってとりまとめること。	それぞれの環境保全措置については、その内容が「回避」、「最小化」または「代償」のいずれに対応するかを表形式で整理しました。 また、事業計画策定にあたってあらかじめ検討した環境配慮事項を踏まえた予測の結果、環境への影響が認められると判断した場合に、追加的な環境保全措置を検討し、環境への影響を低減するというように準備書(第6章の各項目)の評価方法を整理しております。
8.環境影響評価の結果のとりまとめ(第4章関係) 1) 評価は、環境保全措置の実施前後を比較するとともに、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係を検討することにより、環境影響の軽減の度合をできる限り定量的若しくは客観的に明らかにすること。	準備書の作成にあたっては、大気質、騒音の影響といった定量的評価が可能な項目については、環境保全措置実施の前後の環境影響の軽減の度合い又は複数案の影響の程度の差を定量的、客観的に整理しました。 また、選定した環境影響評価項目の評価結果の相互関係は「第9章 環境影響の総合的評価」に整理しました。
2) 用語の補足、図表の使用、体裁(例えば、詳細な調査結果は資料として別にとりまとめる、大量なとじ込み折りを避ける等)など、編集方法の工夫により県民等に分かりやすいものとする。	準備書の編集にあたっては、県民等にわかりやすい資料とすることを心がけました。 具体的には、用語の補足を記載するとともに、できる限り図表や写真を活用します。また、必要以上のA3サイズの綴じ込み資料は避けるように配慮しました。 さらに、調査結果の詳細データ、予測条件の詳細データ、予測式など一般の人には分かりづらい部分については、資料編に記載するなどメリハリのある構成を心がけました。

知事の意見	事業者の見解
<p>【個別的事項】</p> <p>1. 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のための調査、予測および評価されるべき項目</p> <p>1.1 大気質（接地逆転層の発生状況の把握）（P.4-26）</p> <p>1）気象調査地点 No.1 における地上気温の測定位置は接地逆転層の発生頻度を把握するため、地上気温の測定は2ヶ所（例えば1.5m及び10m）で行うこと。</p>	<p>地上気象調査における気温の測定は、地上1.5m及び地上9.5mの2高度で実施しました。</p> <p>なお、測定高さについては、地上気象調査方法（P6.3）に記載しました。</p>
<p>2）高層気象観測を行うに当たっては、GPSゾンデ等を使用することにより、大気の逆転現象を適切に把握し、大気汚染物質の予測及び評価に反映させること。</p>	<p>高層気象観測では、GPSゾンデを使用して調査を実施致しました。</p>
<p>3）既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の結果等のうち参考となる資料がある場合は、出典名を明らかにした上で取り入れること。</p>	<p>既存文献及び周辺で実施されている環境影響評価の有無を調査しました。その結果、特に引用した環境影響評価はありませんでした。</p>
<p>1.2 低周波音(P.4-52)</p> <p>低周波音の調査、予測及び評価等については、施設稼働時の影響を対象とすること。</p>	<p>方法書 P.4-52 に示すとおり空気振動(低周波音)については、施設の稼働時における予測評価を実施する考えですが、現時点では施設の設備、機器等が未確定なため、定性的な手法により予測及び評価を実施しました。</p>
<p>1.3 水象(P.4-61)</p> <p>1）事業計画地内の造成、施設の稼働及び周辺整備等による集水域の変化について、土地利用の状況や植生の変化等を改変前後の面積等によりできる限り定量的に比較し、準備書に記載すること。</p> <p>併せて、事業計画地から発生する水の種類及びその処理方針についても事業計画に明記すること。</p>	<p>方法書 P.4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました。</p> <p>また、対象事業から発生する雨水は河川放流、処理水、雑排水は下水道放流する処理方針を記載しました（P2.9～P2.12、P2.17、P2.24）。</p>
<p>2）事業計画地内の土地の改変により、計画地及び周辺の表流水及び地下水の流れが変化することから、これらの水の収支について方法書4-71では「定性的に把握する」としているが、定量的な手法も加えて予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。</p>	<p>表流水については、方法書 P.4-67 に示すとおり土地利用の変化による流況の変化については、土地の改変前後の土地利用の変化（裸地、植栽地、舗装地など）を考慮した水収支計算を行い、定量的予測を行いました（P6.314～6.321）。</p> <p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点2地点、四季観測地点4地点）、電気探査及び地質調査結果に基づき、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6.310～P6.313）。</p>
<p>3）事業計画地内における地下水調査については、「ゴミ処理施設の用水に用いる地下水の利用可能性の把握」及び「最終処分場地内における浅層地下水の深さや量の把握」の2つの目的の異なる調査が必要であることから、観測孔のスクリーンの設置位置については、それらを考慮して設定すること。</p>	<p>ごみ処理施設の用水は上水道を使用する計画です。ただし、地域振興施設で用いる地下水については、温泉水を利用する計画です。</p> <p>また、土地の改変や処分場の設置による浅い地下水については、比較的浅い観測井（ボーリング孔）を用いて、通年の水位観測（2地点）、四季の水位観測（4地点）で調査を実施しました（P6.300～P.6.301）。</p>
<p>4）地下水の状況を把握するための比抵抗二次元電気探査を行うに当たっては、調査対象の範囲は事業計画地全体とし、計画地内の地下水の状況が適切に把握できる手法により調査を行うこと。</p>	<p>平成19年の技術審議会時に提示した比抵抗二次元電気探査の測線は、基本的にごみ処理施設の揚水量を検討するために設定していましたが、ご指摘の意見を踏まえ、事業実施区域全体の地下水状況を把握するため、さらに東側に1測線を追加し、調査を実施しました（P6.300～P.6.301）。</p>

知事の意見	事業者の見解
<p>5) 最終処分場地内の地下水の流動については、できる限り定量的な把握を行うとともに浅層の不透水層の形状を把握すること。</p>	<p>地下水の流れについては、地下水位観測（通年観測地点 2 地点、四季観測地点 4 地点）、電気探査及び地質調査を実施し、当該地域の地下水の分布状況、流れを把握しました（P6. 300～P. 6. 301）。また、地下水の分布や流れを図化し、分かりやすさを心がけた予測評価を行いました（P6. 310～P6. 313）。また、地質調査に基づき最終処分場計画地の不透水層を含めた地質構造を把握しました。</p>
<p>6) 方法書 2-10 ページ 9) ①給水計画において、「施設稼働時の用水に河川水を利用する可能性がある」と記されていることから、用水として河川の水を利用する場合、河川流量に変化が生じることが想定されることから、それに伴う河川環境の変化及び植物、動物への影響について把握すること。また、河川法第 23 条に基づく許可が必要となることから、あらかじめ関係機関と協議すること。</p>	<p>方法書では、河川水を利用する可能性があると記載していますが、現時点では上水道を利用し、河川水は使用しない計画としております。そのため、河川流量に変化を生じさせることはないものと考えております。</p>
<p>2. 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のため調査、予測及び評価されるべき項目 2.1 植物・動物 / 生態系 / 共通項目 (P. 4-78) 1) 動物植物調査は、計画地南側の山林についても調査地域に加えること。</p>	<p>対象事業実施区域南側の山林については、尾根等に基本踏査ルートを追加設定しました。また、植物群落調査地点を設定しました。 植物、動物調査の基本踏査ルートは当該項目の調査地域に示しました（P6. 374 図 6-11-1、P6. 417 図 6-12-2）。</p>
<p>2) 対象事業に係る里山の生態系及び景観の消失に対する考え方を整理し、準備書に記載すること。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、生態系の予測において、里山環境の指標種として、ヤマアカガエル、ゲンジボタル、オオムラサキ、テンをあげ、その生息環境がどのように影響を受け、保全できるかを定量的手法で予測・評価を行いました（P6. 575～P6. 586）。 景観においては、影響予測において、周辺に生育する樹種を基本にフォトモンタージュを作成し、景観変化を最小化することを考えました（P6. 616～P6. 639）。</p>
<p>3) 環境保全措置の検討を行うに当たっては、環境影響評価項目の相互関係を考慮した「基本的な考え方」を明らかにすること。 特に、対象事業により消失する里山の生態系及び景観に関する部分については、環境への影響を回避し最小化することが困難であり代償が必要な場合には、実施主体および管理期間等について具体的に記載すること。</p>	<p>里山の生態系へ及ぼす影響については定量的な評価手法を用い、予測・評価を行っております。その結果、環境保全対策を講じることにより影響は最小化できるものと評価しました（P6. 575～P6. 586）。 環境保全対策の実施主体および管理期間等については、現時点では未確定のため、引き続き検討して参ります。</p>
<p>2.2 動物調査手法 (P. 4-81) 1) 両生類・爬虫類の調査については、陸上生物と併せて調査を行うとしているが、これらの種については、幼生期において水中生活を行うものも含まれることから、それらの生息が確認できるよう水生生物の調査時にも調査を実施すること。</p>	<p>両生類・爬虫類の活動がほとんど見られない冬季調査を除き、両生類・爬虫類の調査は水生生物調査と併せて実施しました（P6. 422）。</p>
<p>2) 動物調査に用いるベイトトラップについては、計画地全体の状況を把握するため計画地西側の尾根先端周辺に調査地点を設けること。また、種類、設置方法により採取される種が異なる場合があることから、調査地域内の生息種の状況が適切にとらえられるよう複数の手法を十分に検討すること。併せて、実施した調査手法についてはできる限り詳細に資料編に記載すること。</p>	<p>昆虫類のライトトラップ調査、ベイトトラップ調査、哺乳類のトラップ調査については、調査地点 (No.5) を追加し実施します。また、動物に係るトラップ調査の手法については、準備書において分かりやすく示しました（P6. 421）。また、調査手法の詳細を資料編（P 資 2. 6. 1～P 資 2. 6. 2）に記載しました。</p>
<p>2.3 生態系 (P. 4-89) 1) 生態系の予測及び評価の手法に HEP（ハビタ</p>	<p>生態系の予測及び評価手法として HEP を採用しました。その目的、手法、実施体制については準備書</p>

知事の意見	事業者の見解
ット評価手続)の目的、手法、実施体制等を準備書に記載すること。	(P6.574～P6.581)及び資料編(P資2.8.1～P資2.8.2)に記載しました。
2)生態系の評価の際に用いるS Iモデル(環境要因ごとの適正指数)を構築するに当たり、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面、堰堤等の地形の変化」について考慮すること。	SIモデルの構築にあたっては、評価対象となる動物種の専門家に指導いただき、「騒音による影響」、「供用後の施設照明による影響」、「搬入車両の走行及び滞在による影響」、「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」について検討し、定量化が可能であった「事業実施により新たに創出される法面等の地形の変化」についてはSIモデルに反映しました。
3. 人と自然との豊かなふれあいの確保のため調査、予測及び評価されるべき項目 3.1 景観・風景(P.4-91) 1)景観の予測時期については、最終処分場の埋め立て完了後の景観についても予測の対象とし、その際、堰堤の高さ、事業計画地全体の景観について、フォトモンタージュ等を作成し、県民等に分かりやすい評価の手法により結果を整理し、準備書に記載すること。	景観の予測時期は、存在・供用時として施設完成時、埋立完了後を対象と致しました。 また、予測にあたっては、主要な眺望地点からの景観の変化(フォトモンタージュ)(P6.616～P6.639)及び対象事業全体が把握できる鳥瞰図(P2.6)を作成致しました。
2)景観に対する評価については、方法書4-92に記載された法令、基本計画との整合に加え、周辺景観との調和について複数案により検討を行うこととし、その結果を準備書に記載すること。	方法書P.4-92に示すとおり評価にあたっては、環境影響の回避、最小化に係る評価として、複数案(施設配置、建物の色調の違い、緩衝緑地の有無)の比較検討を行い、周辺景観との調和について評価しております(P6.640～P6.642)。
3)景観の予測を行うに当たり、搬入路周辺に、県立考古博物館及び曾根丘陵公園等の施設が存在することから、供用開始後計画地への搬入車両の出入りが集中する時間帯における事業計画地及びその周辺の道路における搬入車両の台数を考慮した道路景観の予測を行い、搬入車両が地域景観に与える影響について評価すること。	主要な眺望地点からの予測にあたっては、ごみ処理施設や最終処分場等の土地の改変や建築物の出現による影響のみではなく、廃棄物運搬車両の走行も予測対象とし、フォトモンタージュを作成しました(P6.616～P6.639)。 また、地域住民の身近な視点場として、主要な搬入ルートに沿道において見通しのよい場所を景観の調査地点として追加し、予測・評価を行いました()。
4. 環境への負荷の低減のため調査、予測及び評価されるべき項目 4.1 廃棄物・発生土(P.4-99) 1)ごみ処理施設において発生するスラグ等の二次生成物については、公共事業等において活用することとしているが、関係市における具体的な活用の見込みについて準備書に記載すること。	スラグ等の二次生成物の国内及び県内の現状及び将来動向について調査し、その内容を準備書(P6.603～P6.606)に記載致しました。
2)事業計画地内の造成に伴い発生する伐採木をはじめとする廃棄物の処理については、発生量、再資源化量及び最終処分量を定量的に予測するとともに具体的な処理方法を検討し準備書に記載すること。	工事時に発生する伐採樹木や発生土の量を定量的に予測し、またその処分方法、リサイクル量をできる限り具体的に記載致しました(P6.603)。